○西脇市個人情報の保護に関する法律施行細則

令和５年３月１日規則第１号

西脇市個人情報の保護に関する法律施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、西脇市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年西脇市条例第22号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書）

第２条　法第77条第１項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（様式第１号）により行うものとする。

２　条例第３条に規定する実施機関が定める事項は、開示請求をする者が代理人である場合は、代理人の別並びに保有個人情報の本人の住所及び氏名とする。

（開示決定通知書等）

第３条　法第82条第１項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

（１）　保有個人情報の全部を開示する旨の決定　保有個人情報開示決定通知書（様式第２号）

（２）　保有個人情報の一部を開示する旨の決定　保有個人情報一部開示決定通知書（様式第３号）

２　法第82条第２項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

３　法第83条第２項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第５号）により行うものとする。

４　法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第６号）により行うものとする。

（開示請求に係る事案の移送の通知）

第４条　法第85条第１項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第７号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第５条　法第86条第１項の規定による通知は、保有個人情報開示に係る意見書提出機会付与通知書（法第86条第１項適用）（様式第８号）により行うものとする。

２　法第86条第２項の規定による通知は、保有個人情報開示に係る意見書提出機会付与通知書（法

第86条第２項適用）（様式第９号）により行うものとする。

３　法第86条第１項又は第２項に規定する意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第10号）とする。

４　法第86条第３項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第６条　法第87条第１項に規定する電磁的記録の開示は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあっては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

（１）　録音ディスク、ビデオディスクその他音声又は映像が記録された電磁的記録　当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

（２）　前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録　当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

２　前項第２号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあっては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

３　前２項に定める方法による電磁的記録の開示にあっては、市長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（視聴又は閲覧の停止）

第７条　市長は、開示決定を受けた者で保有個人情報の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る保有個人情報を改ざんし、汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該保有個人情報の視聴又は閲覧を停止することができる。

（写しの交付部数）

第８条　法第87条第１項の規定により交付することができる写しの交付部数は、当該開示請求に係る保有個人情報１件につき１部とする。

（写しの作成及び送付に要する費用）

第９条　条例第６条第２項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

２　条例第６条第２項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

３　前２項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（送付に要する費用の納付方法）

第10条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第４項の規定による送付に要する費用の納付は、郵便切手、為替証書又は現金により行うものとする。

（開示の実施方法等の申出）

第11条　法第87条第３項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第12号）により行うものとする。

（訂正請求書）

第12条　法第91条第１項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書（様式第13号）により行うものとする。

２　条例第７条に規定する実施機関が定める事項は、訂正請求をする者が代理人である場合は、代理人の別並びに保有個人情報の本人の住所及び氏名とする。

（訂正決定通知書等）

第13条　法第93条第１項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

２　法第93条第２項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第15号）により行うものとする。

３　法第94条第２項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

４　法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第17号）により行うものとする。

（訂正請求に係る事案の移送の通知）

第14条　法第96条第１項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第18号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第15条　法第99条第１項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（様式第19号）により行うものとする。

２　条例第８条に規定する実施機関が定める事項は、利用停止請求をする者が代理人である場合は、

代理人の別並びに保有個人情報の本人の住所及び氏名とする。

（利用停止決定通知書等）

第16条　法第101条第１項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第20号）により行うものとする。

２　法第101条第２項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第21号）により行うものとする。

３　法第102条第２項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）により行うものとする。

４　法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第23号）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第17条　法第105条第３項において準用する同条第２項の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第24号）により行うものとする。

（補則）

第18条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（西脇市個人情報保護条例施行規則等の廃止）

２　西脇市個人情報保護条例施行規則（平成17年西脇市規則第19号）及び西脇市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成17年西脇市規則第20号）は、廃止する。

（西脇市情報公開条例施行規則の一部改正）

３　西脇市情報公開条例施行規則（平成17年西脇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（電磁的記録の開示方法） 第５条　条例第15条第１項に規定する電磁的記録の開示は、次の各号に掲げる電磁的記録の	（電磁的記録の開示方法） 第５条　条例第15条第１項に規定する電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場

種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあっては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。 （1）　録音ディスク、ビデオディスクその他音声又は映像が記録された電磁的記録　当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付 （2）　前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録　当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付 2　前項第２号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあっては、市長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。 3　前２項に定める方法による電磁的記録の開示にあっては、市長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。	合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 （1）　当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクである場合　視聴又は複製物の交付 （2）　当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合　当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付 2　前項第２号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。
別表（第９条関係）	別表（第９条関係）

区分			金額
写し等の交付	文書、図画若しくは写真を複写機により複写したもの又は電磁的記録を用紙に出力したもの	単色刷りで、日本産業規格Ａ列３番の大きさまで	１枚につき10円
		単色刷りで、日本産業規格Ａ列２番の大きさまで	１枚につき50円
		複色刷りで、日本産業規格Ａ列３番の大きさまで	１枚につき50円
	電磁的記録	電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の実費に相当する額
	その他	公文書の性質に応じ作成した写し又は複写したもの	当該写し又は複写したものの作成に要する費用

公文書の種類	交付する写し又は複製物	金額
文書、図画及び写真	複写機により複写したもの（単色刷りで、日本産業規格Ａ列３番の大きさまで）	１枚につき10円
	複写機により複写したもの（単色刷りで、日本産業規格Ａ列２番の大きさ）	１枚につき50円
	複写機により複写したもの（複色刷りで、日本産業規格Ａ列３番の大きさまで）	１枚につき50円
電磁的記録	ビデオテープに複写したもの（120分まで）	１巻につき200円
	録音テープに複写したもの（120分まで）	１巻につき150円

			に相当する額
備考		用紙の両面に複写したものについては、片面を１枚として算定する。	

	フロッピーディスクに複写したもの	１枚につき30円
その他	公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額
備考	用紙の両面に複写したもの（単色刷りで、日本産業規格Ａ列３番の大きさまでに限る。）については、片面を１枚として算定する。	

別表（第９条関係）

区分			金額
写し等の交付	文書、図画若しくは写真を複写機により複写したもの又は電磁的記録を用紙に出力したもの	単色刷りで、日本産業規格Ａ列３番の大きさまで	１枚につき　10円
		単色刷りで、日本産業規格Ａ列２番の大きさ	１枚につき　50円
		複色刷りで、日本産業規格Ａ列３番の大きさまで	１枚につき　50円
	電磁的記録	電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の実費に相当する額
	その他	保有個人情報の性質に応じ作成した写し又	当該写し又は複写し

		は複写したもの	たものの作成に要する費用に相当する額
備考		用紙の両面に複写したものについては、片面を１枚として算定する。	

様式第１号（第２条関係）

保有個人情報開示請求書

年　　月　　日

西脇市長　　様

請求者　住　　所 ……

氏　　名 ……

電話番号 （　　）　　－

個人情報の保護に関する法律第77条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報	（開示請求に係る保有個人情報が特定できるよう、公文書の件名又は知りたい内容の概要を具体的に記入してください。）	
開示の方法	□閲覧　□写しの交付（□郵送希望）　□その他（　　）	
※代理人の別及び代理人の資格を証明する書類	□法定代理人 資格を証明する書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書 □その他（　　） □任意代理人 資格を証明する書類　□委任状 □その他（　　）	
※本人の氏名等	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
	状　　況	□未成年者（　　年　　月　　日生） □成年被後見人　□任意代理人委任者

（注）

1　該当する□に「レ」印を記入してください。
2　請求の際には、本人であることを示す書類を、また、代理人による請求の場合は、代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類を提示し、又は提出してください。
3　※の欄は、代理人による請求の場合のみ記入してください。
4　手数料として、開示請求１件につき 300円を徴収します。
5　写しの交付及び写しの郵送に係る費用については、実費を負担していただきます。

【市処理欄】

収受年月日	年　　月　　日	収受番号	第　　号
本人等確認	□運転免許証　□健康保険被保険者証　□その他（　　）		
開示請求者	□本人　□法定代理人　□任意代理人		
本人と代理人との関係確認	□法定代理人　□戸籍謄本　□登記事項証明書 □その他（　　） □任意代理人　□委任状　□その他（　　）		
備　考			

様式第２号（第３条関係）

年　　月　　日

保有個人情報開示決定通知書

様

西脇市長　　㊞

年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第１項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開示請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の方法	
開示の期日	年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分
開示の場所	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
写しの交付等に要する費用	
備考	開示によって得た情報は、適正に使用してください。

（注）

1　指定期日に御都合が悪い場合は、あらかじめ、事務担当課まで御連絡ください。

2　写しの交付等に要する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付してください。

3　開示を受けるときは、この通知書を担当職員に提示してください。

様式第３号（第３条関係）

年　　月　　日

保有個人情報一部開示決定通知書

様

西脇市長　　㊞

年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第１項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定しましたので通知します。

なお、この決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、書面で西脇市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、西脇市を被告として（訴訟において西脇市を代表する者は市長となります。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、訴えを提起することができなくなります。

開示請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
保有個人情報の一部を開示しない理由及び箇所	個人情報の保護に関する法律第78条第１項第　号
開示の方法	
開示の期日	年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分
開示の場所	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
写しの交付等に要する費用	
備考	開示によって得た情報は、適正に使用してください。

（注）

1　指定期日に御都合が悪い場合は、あらかじめ、事務担当課まで御連絡ください。

2　写しの交付等に要する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付してください。

3　開示を受けるときは、この通知書を担当職員に提示してください。

様式第４号（第３条関係）

年　　月　　日

保有個人情報不開示決定通知書

様

西脇市長　　㊞

年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第２項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

なお、この決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、書面で西脇市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、西脇市を被告として（訴訟において西脇市を代表する者は市長となります。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、訴えを提起することができなくなります。

開示請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
保有個人情報の全部を開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第１項第　号・第81条・不存在
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第５号（第３条関係）

年　　月　　日

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

様

西脇市長　　印

年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第２項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限　　年　　月　　日）
延長の理由	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第６号（第３条関係）

年　　月　　日

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

様

西脇市長　　印

年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第７号（第４条関係）

年　　月　　日

保有個人情報開示請求事案移送通知書

様

西脇市長　　㊞

年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第85条第１項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、今後の保有個人情報の開示決定等については、移送を受けた行政機関の長等において行います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
事案を移送した日	年　　月　　日
事案を移送した理由	
移送先の行政機関の長等	
移送元の事務担当課	
備考	

様式第８号（第５条関係）

年　　月　　日

保有個人情報開示に係る意見書提出機会付与通知書（法第86条第１項適用）

様

西脇市長　　印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第１項の規定により意見を求めますので、意見があるときは、同封した意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　　月　　日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年　　月　　日
備考	

様式第９号（第５条関係）

年　　月　　日

保有個人情報開示に係る意見書提出機会付与通知書（法第86条第２項適用）

様

西脇市長　　印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第２項の規定により意見を求めますので、意見があるときは、同封した意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　　月　　日
法第86条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及びその理由	法第86条第２項第　　号該当 （理由）
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年　　月　　日
備考	

様式第10号（第５条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年　　月　　日

西脇市長　　様

住　　所 ……

氏　　名 ……

電話番号 （　　）　　－

　　年　　月　　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
意　　見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。
	□保有個人情報を開示されることについて支障がある。
	⑴　支障（不利益）がある部分 ⑵　支障（不利益）の具体的理由

様式第11号（第５条関係）

年　　月　　日

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

様

西脇市長　　㊞

あなたから　　年　月　日付けで意見書の提出がありました保有個人情報について開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第３項の規定により、次のとおり通知します。

なお、この決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、書面で西脇市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、西脇市を被告として（訴訟において西脇市を代表する者は市長となります。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年　　月　　日
開示を実施する日	年　　月　　日
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第12号（第11条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年　　月　　日

西脇市長　　様

住　　所 ……

氏　　名 ……

電話番号 （　　）　　－

個人情報の保護に関する法律第87条第３項の規定により、次のとおり申し出ます。

開示請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
求める開示の実施方法	□閲覧　　□写しの交付（□郵送希望） □その他（　　）
開示の実施を希望する日時	年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分
備考	

様式第13号（第12条関係）

保有個人情報訂正請求書

年　　月　　日

西脇市長　　様

請求者　住　　所 ……

氏　　名 ……

電話番号 （　　）　　－

個人情報の保護に関する法律第91条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等		
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　　月　　日	
訂正請求の趣旨及び理由		
※代理人の別及び代理人の資格を証明する書類	□法定代理人 資格を証明する書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書 □その他（　　） □任意代理人 資格を証明する書類　□委任状 □その他（　　）	
※本人の氏名等	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
	状　　況	□未成年者（生年月日　　年　　月　　日） □成年被後見人　□任意代理人委任者

（注）

1　該当する□に「レ」印を記入してください。

2　請求の際には、本人であることを示す書類を、また、代理人による請求の場合は、代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類を提示し、又は提出してください。

3　※の欄は、代理人による請求の場合のみ記入してください。

【市処理欄】

収受年月日	年　　月　　日	収受番号	第　　号
本人等確認	□運転免許証　□健康保険被保険者証　□その他（　　）		
訂正請求者	□本人　□法定代理人　□任意代理人		
本人と代理人との関係確認	□法定代理人　□戸籍謄本　□登記事項証明書 □その他（　　） □任意代理人　□委任状　□その他（　　）		
備　考			

様式第14号（第13条関係）

年　　月　　日

保有個人情報訂正決定通知書

様

西脇市長　　㊞

年　月　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第１項の規定により、次のとおり訂正をすることに決定しましたので通知します。

なお、この決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、書面で西脇市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、西脇市を被告として（訴訟において西脇市を代表する者は市長となります。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、訴えを提起することができなくなります。

訂正請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容	
訂正の理由	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第15号（第13条関係）

年　　月　　日

保有個人情報不訂正決定通知書

様

西脇市長　　㊞

年　月　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第２項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので通知します。

なお、この決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、書面で西脇市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、西脇市を被告として（訴訟において西脇市を代表する者は市長となります。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、訴えを提起することができなくなります。

訂正請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしない理由	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第16号（第13条関係）

年　　月　　日

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

様

西脇市長　　印

年　月　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第２項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限　　年　　月　　日）
延長の理由	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第17号（第13条関係）

年　　月　　日

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様

西脇市長　　印

年　月　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について訂正決定等をする期限	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第18号（第14条関係）

年　　月　　日

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

様

西脇市長　　㊞

年　月　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第１項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、今後の保有個人情報の開示決定等については、移送を受けた行政機関の長等において行います。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
事案を移送した日	年　　月　　日
事案を移送した理由	
移送先の行政機関の長等	
移送元の事務担当課	
備考	

様式第19号（第15条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

西脇市長　　様

請求者　住　　所 ……

氏　　名 ……

電話番号 （　　）　　－

個人情報の保護に関する法律第99条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　　月　　日	
利用停止請求の趣旨及び理由		
※代理人の別及び代理人の資格を証明する書類	□法定代理人 資格を証明する書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書 □その他（　　） □任意代理人 資格を証明する書類　□委任状 □その他（　　）	
※本人の氏名等	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
	状　　況	□未成年者（生年月日　　年　　月　　日） □成年被後見人　□任意代理人委任者

（注）

1　該当する□に「レ」印を記入してください。

2　請求の際には、本人であることを示す書類を、また、代理人による請求の場合は、代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類を提示し、又は提出してください。

3　※の欄は、代理人による請求の場合のみ記入してください。

【市処理欄】

収受年月日	年　　月　　日	収受番号	第　　号
本人等確認	□運転免許証　□健康保険被保険者証　□その他（　　）		
利用停止請求者	□本人　□法定代理人　□任意代理人		
本人と代理人との関係確認	□法定代理人　□戸籍謄本　□登記事項証明書 □その他（　　） □任意代理人　□委任状　□その他（　　）		
備　考			

様式第20号（第16条関係）

年　　月　　日

保有個人情報利用停止決定通知書

様

西脇市長　　㊞

年　月　日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101条第１項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので通知します。

なお、この決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、書面で西脇市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、西脇市を被告として（訴訟において西脇市を代表する者は市長となります。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、訴えを提起することができなくなります。

利用停止請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止の内容	
利用停止の理由	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第21号（第16条関係）

年　　月　　日

保有個人情報利用不停止決定通知書

様

西脇市長　　㊞

年　月　日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101条第２項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

なお、この決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、書面で西脇市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、西脇市を被告として（訴訟において西脇市を代表する者は市長となります。）、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、訴えを提起することができなくなります。

利用停止請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしない理由	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第22号（第16条関係）

年　　月　　日

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

様

西脇市長　　印

年　月　日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 102条第２項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限　　年　　月　　日）
延長の理由	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第23号（第16条関係）

年　　月　　日

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

様

西脇市長　　印

年　月　日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求書の収受年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 103条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について利用停止決定等をする期限	
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第24号（第17条関係）

年　　月　　日

審査会諮問通知書

様

西脇市長　　㊞

年　月　日付けの審査請求について、次のとおり西脇市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第 105条第３項において準用する同条第２項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る決定等	
審査請求日	年　　月　　日
審査請求の趣旨	
諮問日	年　　月　　日
事務担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	